

(業務委託料の支払)

第15条 乙は、前条第5項の規定により検査合格の通知を受け、成果品を甲に引き渡したときは、甲の指示する手続きに従って業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に乙に業務委託料を支払わなければならない。

—(前払金)—

~~第16条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、頭書の業務の履行期限を保証期限として、同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書（以下「証書」という。）を甲に寄託して、その証書記載の保証金額の範囲内において業務委託料の10分の4を超えない額（10万円未満の端数は切捨て）の前払金の支払を請求することができる。~~

~~2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。~~

~~3 乙は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、交通通信費、修繕費及び保証料として必要な経費以外の支払に充当してはならない。~~

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了することができないと認めるとき。

(2) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 第17条の4第1項各号のいずれかに該当するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは業務の既済部分の引渡しを乙に請求するものとする。この場合において、甲は、その既済部分に相当する業務委託料を乙に支払うものとし、その支払額は、甲、乙協議して決めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

(1) 乙が白石市暴力団排除条例（平成24年白石市条例第26号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

(2) 乙又は乙の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。

(3) 乙又は乙の役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員が、暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙又は乙の役員が、暴力団員等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 前項の規定は、乙が共同企業体又は事業協同組合である場合については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、前条第2項を準用する。